

長崎県後期高齢者医療広域連合健康診査の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田上富久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第4号

長崎県後期高齢者医療広域連合健康診査の実施に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合健康診査の実施に関する規則（平成20年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「健診の実施を委託した市町（以下「市町」という。）において行うものとする。」を「市町に委託して実施することができる。」に改める。

第6条第2項中「市町」を「健診の実施を委託した市町（以下「市町」という。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。